

㈱丸亀組 役員・社員・協力会社 行動倫理規定

令和6年2月15日 改訂

(基本理念)

㈱丸亀組の役員・社員は、業務遂行にあたり諸法規ならびに社内諸規定を遵守し、社会規範にもとることのないよう、誠実で責任ある行動をとる。

また、協力会社とは対等な立場のビジネスパートナーであるという理念のもと、共に社会的責任を確実に果たしていくことを目的として、本規定の趣旨を共有する。

(行動規範)

① 人権を尊重し、差別・ハラスメントをおこなわない

- (1) 人種、信条、宗教、性別、性的指向、国籍、出身、心身の障害、病気等、事由のいかんを問わず差別しない。
- (2) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他ハラスメント行為をおこなわない。
- (3) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをおこなわない。
- (4) 強制労働・児童労働を禁止し、法律で定められた基準を遵守する。
- (5) 労働者の基本的な権利を尊重し、労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する。

② 労働安全衛生の推進

- (1) 業務においては、安全が最優先事項であるとの意識を持つ。
- (2) 安全に関する教育に積極的に参加し知識を向上させ、安全な職場環境への改善に努める。
- (3) 保護具や安全装置を適切に使用し、業務上のリスクを最小限に抑える。
- (4) 健康維持・ストレス軽減に気を配り、適切に休息や運動をとる。

③ 業務の遂行にあたっては公正を旨とする

- (1) 公明正大な取引関係を通じて取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。
- (2) 全ての会計取引は正確かつ適正に記録・報告し、誤った情報を提供しない。
- (3) 優位的地位や立場を利用して、他者の利益を不当に害する行為をおこなわない。
- (4) 優位的地位や立場を利用して、他者の有形・無形の資産を不当に使用しない。

④ 機密情報は適切に管理する

- (1) 会社の機密情報は厳重に管理し、これを漏洩したり業務以外の目的に使用しない。
- (2) 会社の機密情報を業務上社外に開示する必要がある場合には、事前に機密保持契約を締結するなど漏洩防止に留意する。
- (3) 退職後といえども、会社の機密情報を漏洩したり使用しない。
- (4) 会社の機密情報や顧客情報は厳重に管理し、不正アクセスや漏洩を防ぐための対策を講じる。

⑤ 服務規律の遵守

- (1) 会社の有形・無形の資産を不当に使用しない。
- (2) 個人的な目的で会社の財産・経費を使用しない。
- (3) 社内情報システムを不正に使用しない。
- (4) 会社の承認なしに他の職業に従事しない。
- (5) 退職時には会社から貸与された物品や会社の資産を返還する。
- (6) 職場において、政治や宗教など業務と無関係な個人的活動をおこなわない。
- (7) 会社に対する誹謗・中傷をしない。
- (8) 公序良俗に反する行為をしない。

⑥ 贈収賄の禁止

- (1) 公務員またはこれに準じる立場の者への不正な金品、便益、その他経済的な利益供与はおこなわない。
- (2) 取引先またはその役職員等への贈答・接待は過剰を避け、社会通念上妥当な範囲でおこなう。
- (3) 過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答はこれを受けてはならない。また、接待を受ける場合は、所属長に報告して承認を得、役員にあっては社長の承認を得る。
- (4) 下請け業者あるいは関係取引先等から、不正な金品、便益、その他経済的利益の供与を受けない。

⑦ 反社会的勢力との関係遮断

- (1) 反社会的勢力から不当な要求に対しては組織全体で対応し、社員個人の安全を守る。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決をおこなわない。
- (3) 反社会的勢力が一般取引に巧妙に進出してくるケースも想定されるので、十分留意する。

⑧ コンプライアンスの遵守

- (1) 業務の遂行においては、各種法令をおよび社内規定を遵守し規範に則って業務を遂行すること。